

議案第 9 2 号

甲府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(甲府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 3 1 号」の次に「。以下「退職手当支給条例」という。」を加え、同条第 2 項中「甲府市職員退職手当支給条例」を「退職手当支給条例」に改める。

第 1 3 条を第 2 3 条とし、第 9 条から第 1 2 条までを 1 0 条ずつ繰り下げ、第 8 条第 1 項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第 2 項中「（昭和 2 6 年 8 月条例第 2 9 号）」を削り、「又は第 1 6 条の 2 の規定」を「、第 1 6 条の 2 の規定又は甲府市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 6 年 1 2 月条例第 号）第 2 条の規定」に、「規定による育児休暇又は介護時間」を「規定による育児休暇、介護時間又は高齢者部分休業」に改め、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「当該育児休暇又は介護時間」を「当該育児休暇、当該介護時間又は当該高齢者部分休業」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職

員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第8条を第18条とし、第7条の次に次の10条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 甲府市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 甲府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する

承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務を終了した時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）第4条第1項の規定その他これに相当する条例等の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第 15 条 退職手当支給条例第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当支給条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3 分の 1 に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第 16 条 第 5 条の 2 の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（部分休業をすることができない職員）

第 17 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

（甲府市職員給与条例の一部改正）

第 2 条 甲府市職員給与条例（昭和 24 年 6 月条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 204 条第 2 項」を「第 204 条第 3 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「掲げられている給料表」を「掲げられている給料額」に改める。

第 11 条の 2 中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同条を第 11 条の 3 とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第 11 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、育児短時間勤務（同条の規定による短時間勤務を含む。）をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 25 条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「定める額（」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を加える。

第 28 条第 3 項及び第 4 項並びに第 34 条第 1 項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 48 条第 4 項中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第 11 条の 2 に規定する数で除して得た額）」を加え、同条第 5 項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第 11 条の 2 に規定する数で除して得た額）」を加える。

第 48 条の 4 第 3 項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第 11 条の 2 に規定する数で除して得た額）」を加える。

附則第 19 条を附則第 20 条とし、附則第 18 条の次に次の 1 条を加える。

第 19 条 育児短時間勤務職員等に対する附則第 12 条の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「（平成 3 年法律第 110 号）」を削り、「前 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改

め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設定するものとし」を加え、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従ったもので8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第7条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第9条第1項第1号中「20日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第10条第2号中「2日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第12条第1項中「1日2回それぞれ1時間以内の休暇を受けることができる。」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を受けることができる。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 1日2回それぞれ1時間以内の期間
- (2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 1日の勤務時間が4時間以下の場合は1日1回30分以内の期間、4時間を超える場合は1日2回それぞれ30分以内の期間

第12条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第14条の2中「5日（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第14条の3及び第14条の4中「10日）（）」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

第16条第1項中「越えない」を「超えない」に改める。

（甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次の1号を加える。

- (3) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認（企業職員にあっては、同法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認に相当する承認）

第8条第3項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「率」を「数」に改める。

第9条第1項第1号中「第11条の2まで」を「第11条まで、第11条の3」に改め、同項第2号中「から第12条の2まで」を「、第12条の3」に改める。

第10条第1項第1号中「から第11条の2まで」を「、第11条の3」に改め、同条第3項中「及び第28条」を「、第28条及び第34条」に改め、「第25条第2項第2号中「」の次に「育児短時間勤務職員等又は」を、「第25条第2項第3号」の次に「中「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と、給与条例」を加え、「並びに」を削り、「第4項中「定年前再任用短時間勤務職員」を「第4項並びに第34条第1項中「育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、費用弁償」を削る。

第14条第1項中「中「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第11条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第16条第1項中「第49条の2第1項」を「第49条の2第1項第1号」に改める。

第28条第1項中「、若しくは失職し」を削り、「給料」の次に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第11条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第28条の2第1項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第11条の2に規定する数で除して得た額）」を加える。

第30条第1項中「第49条の2第1項」を「第49条の2第1項第1号」に改める。

(甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第6条 甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年

９月条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２４項中「第１９条」を「第２０条」に改める。

附則第２６項中「第２条第２項」を「第２条第３項」に改める。

附則第３２項を附則第３３項とし、附則第３１項の次に次の１項を加える。

３２ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する附則第２５項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

ワーク・ライフ・バランス推進のため、育児を行う職員の勤務形態の選択肢を広げる育児短時間勤務制度の導入に関し、関係条例の整備を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。